

ご来院・ご入院の皆さまへ

迷惑行為により、診療をお断りすることがあります

当院では、次のような迷惑行為があった場合には、診療をお断りし、退去していただくことがあります。
患者様の安全を守り、診療を円滑に行うとともに、最善の医療をお届けするためにも何卒ご理解のほどお願い申し上げます。

1	当院の承認または許可を受けるべき行為を承認又は許可を受けないでしている場合 (ご入院中の無断外出、無断外泊等)
2	大声、暴言または脅迫的な言動や、解決し難い要求を繰り返す、 セクシャルハラスメントや暴力行為をする、又はしようとする場合 (他の患者様にご迷惑をかけるほどに大きな声で叫ぶなどの行為等)
3	職員への面会を強要する場合
4	当院敷地内で喫煙・飲酒をする、又はしようとする場合
5	施設内において、許可なく写真・ビデオ等の撮影をする、又はしようとする場合
6	立入を禁止している場所に立ち入り、又は立ち入ろうとする場合
7	建物、工作物その他の設備を破壊し、損傷し、若しくは汚染するなどの行為をし、 又はしようとする場合
8	施設内において火気を扱うなど、火災予防上危険を伴う行為をし、又はしようとする場合
9	凶器、その他の危険物を所持し、又はこれらの物を持ち込もうとする場合
10	文書、函面等を頒布し、又は頒布しようとする場合
11	動物を持ち込む、又は持ち込もうとする場合（盲導犬・介助犬及び聴導犬を除く）
12	前各号に掲げるもののほか、他の者に対する迷惑行為、および施設内の秩序の維持、災害の防止、若しくは安全の保持に支障をきたすような行為をする、又はしようとする場合